

平成23年5月16日

大阪府社会人サッカー連盟加盟チーム
代表者各位

大阪府社会人サッカー連盟
委員長 石井 孝典

平成23年度大阪府社会人サッカーリーグ
2, 3, 4部ブロック会議欠席に対する措置について

平成23年4月24日開催の表記会議に無断欠席したチームが3チームありました。本会議は、本年度の大阪府社会人サッカーリーグに参加頂くチームにとって重要な会議であり、事前の連絡も無く会議に欠席された不適切な行為について、大阪府社会人サッカー連盟では下記のとおり懲戒処置を決定し、当該3チームおよび所属ブロックのブロック委員に対しまして平成23年5月6日付にて通知いたしましたので、ここにご報告します。

記

【懲戒対象】

三井住友海上大阪サッカー部（3部Bブロック）
阪南1979（3部Gブロック）
FC aqua（4部Dブロック）

【懲戒処置】

上記チームに対して、厳重注意とする。
なお同会議欠席に伴い、再度ブロック会議を開催する必要がある場合、会議開催に必要な会議室の確保およびその費用は貴チームにて負担すること。

【根拠規程】

平成23年度大阪府社会人サッカーリーグ 運営要項

5. 運営役員

チーム代表者・連絡責任者

各チームは、代表者及び連絡責任者を選任し、「チーム連絡先届出用紙」【様式1-1】により連盟及びブロック委員に届け出ると共に、「運営要項同意書」【様式2-1】により運営要項に同意し、ブロック内の運営に協力する義務がある。

10. 試合無効等の措置

⑥ 連盟の加盟チームとしてふさわしくない行為を行ったチームは、次年度のチーム登録ができない場合がある。

上記項目により、出場停止の措置を受けたチームは、当該年度に連盟が主催する公式戦に出場できない場合がある。

※会議開催案内文書(抜粋)

趣旨ご理解の上、必ず各チーム1名のご出席をお願いします。

なお、当日欠席されたチームのリーグ戦への参加可否については連盟の裁定により決定いたします。

【処置発令日】

処置発令日は平成23年5月6日とする。

以上